

平成28年3月
平成30年3月
令和2年9月
令和5年4月

船橋市 地域防災力向上計画

本計画は、自助・共助の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図るため、千葉県地域防災力充実・強化補助金を活用して、令和7年度までに実施する自主防災組織の育成・活性化及び避難環境の整備に関する事業のために策定する。

自助・共助の取組

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を阻止し、市民の生命・身体・財産を守るためには、市や関係機関などによる防災対策や災害対応と併せて、日頃から市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識と「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持ち、家庭や地域において防災や減災に積極的に取り組むことが必要である。このことから、市民の「自助・共助」に関する意識の向上や地域コミュニティにおける防災活動を支援するため、自主防災組織活動の充実・強化及び避難環境の整備を図る。

1. 自助・共助の活性化

(1) Web版ハザードマップ整備

①現状及び課題

従来の紙媒体のハザードマップは、複数枚にわたっており、かつ、市全体を表現しているため、自宅や職場等自身に関連する場所の各災害ハザード情報の確認がしづらい状況であり、ハザードマップを自助・共助に活用しきれていない。

②基本方針

各種ハザードマップについて、様々な災害情報を一元化し集約するとともに、迅速に情報更新できるよう、デジタル化したWeb版ハザードマップを整備する。

③目標（令和7年度末まで）

Web版ハザードマップについて、市民を対象とした講習会等において周知することにより、個人の避難計画の作成等の促進に結びつけ、自助・共助の活性化に繋げる。

④具体的な取組

ア. Web版ハザードマップを整備し、各種ハザードマップについて、洪水・内水・高潮・津波・地震・土砂災害等の様々な災害情報を一元化し集約する。

イ. 市民を対象とした出前講座や窓口等で活用方法を周知し、個人の避難計画の作成等を促進する。

(2) 自主防災組織の育成・活性化

①現状及び課題

本市では、自主防災組織の結成や活動を支援するため「自主防災組織」に対して、補助金（結成補助金及び活動補助金）を交付し、地域コミュニティにおける防災力の向上に努めている。

令和5年4月現在の自主防災組織の結成率は、58.6%（540組織結成）で、あることから、さらに組織の結成促進や活動の活性化に取り組む必要がある。

また、本市においては、昭和30年代後半から昭和50年代初めにかけて、大規模な住宅開発等が進められ人口が急増した中で、道路等の都市基盤の整備が遅れ、狭隘な道路が多い地域や木造住宅の密集地域では、火災が発生した場合、延焼による人的被害・建物被害が懸念される。

②基本方針

自主防災組織の結成促進を図るとともに、既に結成された組織を含めた活動の活性化、自主防災組織のリーダー的な人材の育成を図る。

③目標（令和7年度末まで）

自主防災組織の結成率：64%

④具体的な取組

- ア. 自主防災組織等の結成・活動促進のための資機材等の整備に係る費用の助成
- イ. 自主防災組織等に対して「排水栓、消火栓を活用した消火資機材」の貸与
- ウ. 地域防災リーダー養成講座等の開催
- エ. 自主防災組織等の「防災士資格」取得に係る費用の助成
- オ. 自主防災組織等の「災害救援ボランティア講座」受講に係る費用の助成
- カ. 自主防災組織等の活動促進のための資機材等の整備

2. 避難環境の強靱化

（1）避難所等における要配慮者対策

①現状及び課題

本市は、東京都心部から20km圏、千葉市中心部から15km圏にあり地理的条件から、いわゆるベッドタウンとして、現在でも人口が増加しているが、高齢化率は24.0%、75歳以上人口の割合は13.2%を占めるなど高齢化も進展し、さらに災害時の避難支援において特に配慮を必要とする者は、約28,000人（避難行動要支援者名簿登録者数）に上り、要配慮者の避難支援体制の整備が急務となっている。

②基本方針

高齢者や障害者等の要配慮者の避難支援について、市と関係団体等と連携を図り、避難支援体制の構築を図る。

③目標（令和7年度末まで）

民間施設を避難所等（宿泊可能避難所・福祉避難所）として指定するための協定を締結し、必要な避難環境の整備を図る。また、要配慮者のより充実した支援体制を構築する。

④具体的な取組

- ア．民間施設を避難所等（宿泊可能避難所・福祉避難所）として指定するための協定の締結を推進する
- イ．避難所等として協定を締結した施設等に、必要な通信機器を整備する
- ウ．避難所等に要配慮者の避難生活に必要な物資等を整備する
- エ．要配慮者の避難支援体制のために、システムを整備する。

（２）マンホールトイレの整備

①現状及び課題

大規模地震等の災害発生時には、多くの被災者等が避難所に集中し、また、過去の震災等で、トイレ不足や劣悪な環境・衛生状態から健康被害等が報告されており、設備の耐震化や備蓄食料等の整備に加え、災害時のトイレ対策は重要な課題の一つである。

本市における災害時のトイレ対策は、組み立て式の簡易トイレと携帯トイレを整備しているが、衛生面などの点で十分な状況ではない。

②基本方針

下水道管を利用するマンホールトイレは、衛生的な点で優れており、要配慮者への対策や震災関連死防止などの点から、避難所の生活環境の強化を図るため、宿泊可能避難所となり多くの避難者の滞在が見込まれる小・中学校等にマンホールトイレを整備する。

③目標（令和7年度末まで）

マンホールトイレ整備箇所数（避難所施設）：6施設

④具体的な取組

避難所（小・中学校等）の敷地にマンホールトイレを整備

3. 要配慮者対策

（１）個別避難計画の作成に係る委託

①現状及び課題

本市は、高齢化率が24.0%、75歳以上の人口の割合が13.2%を占めるなど高齢化が進んでおり、同時に独居高齢者等の避難行動要支援者も増加傾向にある。

災害時にこれらの避難行動要支援者に係る避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難支援関係者と連携した個別避難計画の作成が必要となるが、避難支援者の確保等、避難支援の対応が課題となっている。

②基本方針

避難行動要支援者の内、特に災害時のリスクが高い方から個別避難計画を作成する。

③目標（令和7年度末まで）

年間で100件の個別避難計画を作成できる体制を整える。

④具体的な取組

福祉専門職等に対して、個別避難計画の作成に係る協力を依頼する。

また、個別避難計画の作成について、町会・自治会や民生委員・児童委員に協力要請及び事業の周知を行い、個別避難計画の作成を地域に浸透させることで理解を促進し、避難支援者の確保に努める。